





計画の策定にあたって

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化、コロナ禍における地域活動の停滞、児童虐待の 顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、SNSに起因するいじめや犯罪 被害の社会問題化、若年層における自殺の深刻化など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、 こどもや子育て家庭が抱える悩みや不安も多様化、複雑化してきています。また、全国的な少子化の傾向は 歯止めがかからず、こどもの数が減少し続けており、将来の労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の 活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。こうした背景を踏まえ、 こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付ける ことができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが引き続き求められています。

本市では、令和2年度を初年度とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念として、まち全体ですべての子育て家庭を「応援」すること、こどもと共に親も成長していくこと、子育て・子育ちを応援するための地域づくりを目指し、各種施策・事業を展開してきました。待機児童については、施設整備等を進めてきたことで解消されつつありますが、多様な保育ニーズに対応した体制の整備が求められています。また、子育てにとても不安や負担を感じている人が一定数おり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援体制の更なる強化を図っていく必要があります。

この間、我が国では、令和5年に「こども基本法」が施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくこととなりました。また、令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立により、「こども家庭センターの設置」及び「地域子育て相談機関」設置の努力義務化や「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「乳幼児等通園支援事業」、「妊婦等包括的相談支援事業」の創設、「産後ケア事業」の子ども・子育て支援事業として位置付け等が行われており、計画的な整備が求められています。

こうした中、第2次計画が令和6年度末で計画期間を満了することから、こども・子育てを取り巻く環境の変化や第2次計画の取組状況を踏まえつつ、引き続き、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第3次新座市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

計画の位置付け

- ○子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策 推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けられ、これらを一体的に策定します。
- ○児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待防止のための施策及びこどもの貧困の 解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえた施策 を包含します。
- ○本市市政の最上位計画である「第5次新座市総合計画」や国・県のこども・子育て支援施策の方向性を 踏まえるとともに、本市における関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。
- ○国では、区域内のこども施策に関する計画を一体的に作成し、住民にとって一層分かりやすいものとする ため、こども基本法第10条において「市町村こども計画」の策定を努力義務化しておりますが、本計画は、 当該計画に位置付けるものではありません。ただし、今後本計画の推進に合わせて、こども大綱や都道府県 こども計画を勘案しながら、「新座市こども計画」の策定に向けた検討を進めます。

围

- ●こども基本法
- こども大綱
- 子ども・子育て 支援法
- 次世代育成支援 対策推進法

整合



【埼玉県】

埼玉県こども・ 若者計画



整合

整合

【第5次新座市総合計画】

【 第 4 次新座市地域福祉計画

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画

整合·連携

- 第9期新座市高齢者保健福祉計画・ 新座市介護保険事業計画
- 第6次新座市障がい者基本計画並びに 第7期新座市障がい福祉計画及び 第3期新座市障がい児福祉計画
- 第3次いきいき新座21プラン

等



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢が大きく変化したり、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住するすべてのこども(18歳未満の児童)及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

5 計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、こどもの保護者、事業者、こども・子育て支援に関する事業に従事する方、 学識経験を有する方などによって構成する「新座市子ども・子育て会議」で審議しました。

また、こども・子育て家庭を始めとした市民の意見を反映させるため、ニーズ調査の実施、パブリックコメントを実施しました。

「こども」の表記について

「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名等)
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合



第2章 ▶ 関係法令・制度の動向

1 こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動 に参加できること
- **4** すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこども も、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

2 子ども・子育て支援制度の改正

「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。主な改正点は下記のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに 係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等	
すべてのこども・子育て世帯を対象 とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設・こども誰でも通園制度の創設・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等	
共働き・共育ての推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料 免除措置の創設	

3

次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正、令和17年3月31日まで延長されました。

4 児童虐待防止

令和4年6月に児童福祉法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の 努力義務化
- ・すべての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

5 障がい児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

6 こどもの貧困対策

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しが行われました。令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

7 地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

- ·包括的相談支援事業
- ・地域づくり事業
- ·多機関協働事業

- ·参加支援事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

8 雇用・就労関連

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大



第3章 新座市のこども・子育て環境の状況

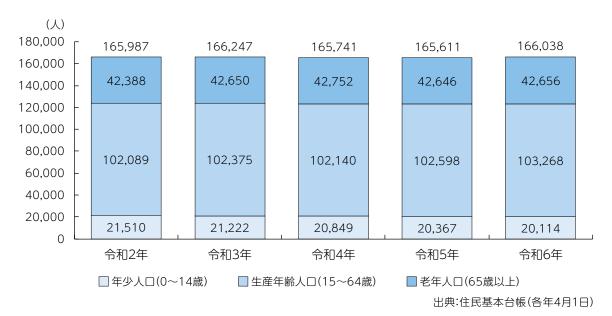
1 人口・世帯

①人口の推移

本市の総人口は、令和2年以降、概ね横ばいで推移していますが、14歳以下の年少人口は減少し続けています。

11歳以下のこどもの人口の推移をみると、令和2年の16,986人から令和6年には15,495人と第2次計画期間中で1,491人(8.8%)減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



■こどもの人口の推移



② 世帯構成の変化

本市の総世帯数は年々増加しており、令和2年の76,010世帯から令和6年には79,578世帯と第2次計画期間中で3,568世帯(4.7%)増加しています。1世帯あたり人員は年々減少し、令和6年には2.09人となっています。

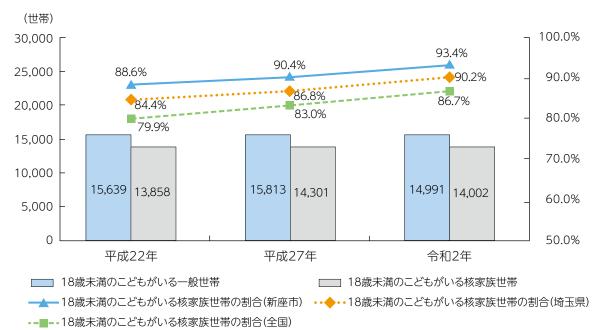
世帯構成の推移をみると、単独世帯が大きく増加し、核家族世帯も増加する一方、3世代世帯が減少しています。また、少子化に伴い、こどもがいる世帯が減少しています。こどものいる世帯のうち、核家族世帯の割合が9割以上となっており、埼玉県や全国と比べても、その割合は高くなっています。

■総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



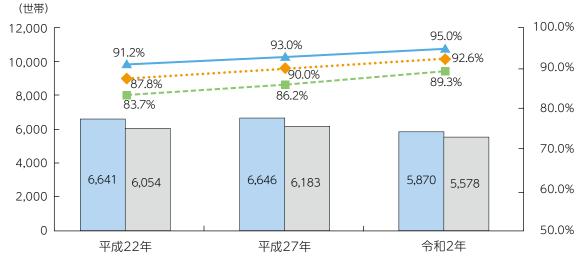
出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況



出典:国勢調査

■ 6 歳未満のこどもがいる世帯の状況



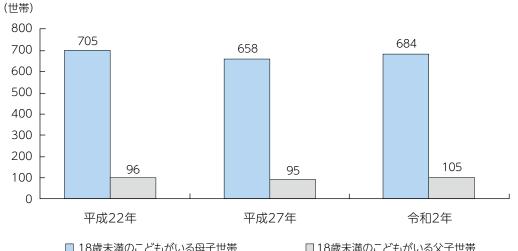
■ 6歳未満のこどもがいる一般世帯

□□ 6歳未満のこどもがいる核家族世帯

- ─★─6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合(新座市) ・・◆・・6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合(埼玉県)
- --■--6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合(全国)

出典:国勢調査

■ひとり親世帯の推移



■ 18歳未満のこどもがいる母子世帯

□18歳未満のこどもがいる父子世帯

出典:国勢調査





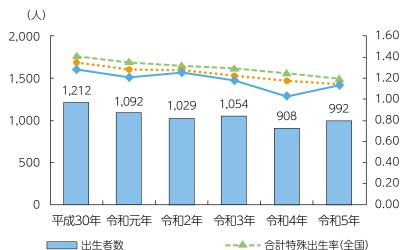
出生の状況

① 出生数•合計特殊出生率

本市の出生数は減少傾向にあり、平成30年の1,212人から令和5年には992人と5年間で220人 (18.2%)減少しています。

合計特殊出生率も低下傾向にあり、平成30年の1.29から令和5年には1.14まで低下しています。県と 比べて低い水準で推移していましたが、令和5年度は県と同程度まで上昇しました。

■出生数・率の推移



(合計特殊出生率)

	新座市	埼玉県	全 国
平成30年	1.29	1.34	1.42
令和元年	1.21	1.27	1.36
令和2年	1.25	1.27	1.33
令和3年	1.18	1.22	1.30
令和4年	1.03	1.17	1.26
令和5年	1.14	1.14	1.20

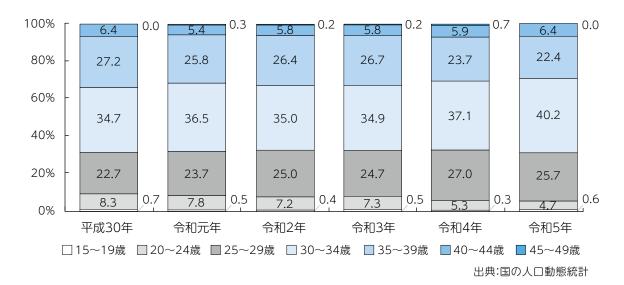
出典:埼玉県の人□動態概況、埼玉県の合計特殊出生率

② 母親の年齢(5歳階級別)出生数・割合

•••••• 合計特殊出生率(埼玉県)

本市の出産した母親の割合を年齢別でみると、20代前半、30代後半で出産した母親人の割合が低下し、 30代前半で出産した母親の割合が増加しています。

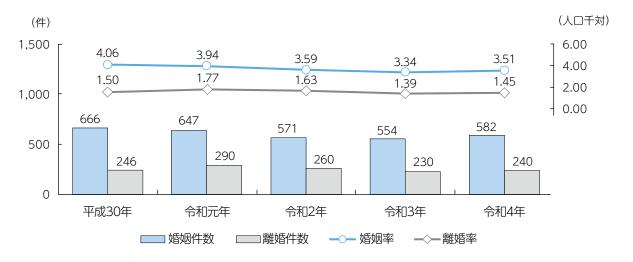
- 合計特殊出生率(新座市)



3 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻数、離婚数はともに減少傾向にあります。婚姻率(人口千人あたり婚姻数)と離婚率(人口千人あたり離婚数)も減少傾向がみられます。

■婚姻数・率及び離婚数・率の推移



出典:埼玉県の人口動態概況

4 就労状況

① 産業構造

本市の産業別就業者数の割合をみると、男性の約7割、女性の8割強が第三次産業従事者となっています。

埼玉県や全国と比べると、第三次産業従事者の割合がやや高く、第二次産業従事者の割合がやや 低くなっています。

■産業別就業者数・割合の状況(令和2年)

	新座市			埼3	景	全	围	
	男	性	女	性	男性	女 性	男性	女 性
第一次産業	425	1.0%	276	0.9%	1.6%	1.3%	3.8%	2.9%
第二次産業	11,274	27.5%	3,631	11.2%	29.0%	13.5%	30.7%	13.7%
第三次産業	27,903	68.0%	27,178	83.8%	66.2%	81.6%	62.6%	80.2%

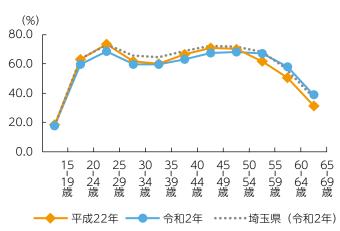
出典:国勢調査

② 女性の就労状況

本市のここ10年間の女性の年齢別労働力率をみると、30歳代ではほとんど変化がなく、20歳代及び40歳代では低下しています。埼玉県と比べると、30~50歳代で低くなっています。

女性の従業上の地位の推移をみると、「正規職員・従業員」の割合が増加しています。

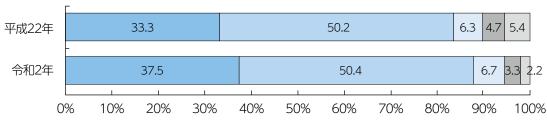
■女性の年齢別労働力率の推移



	平成22年	令和2年	埼玉県 (令和2年)
15-19歳	18.3	17.4	17.4
20-24歳	63.3	59.8	64.4
25-29歳	72.9	68.7	72.9
30-34歳	61.3	60.6	65.7
35-39歳	60.1	59.8	64.9
40-44歳	66.7	63.3	69.0
45-49歳	71.1	67.2	72.1
50-54歳	69.8	68.3	71.7
55-59歳	62.4	67.3	68.4
60-64歳	50.7	57.5	56.9
65-69歳	31.0	38.8	37.0

出典:国勢調査

■女性の従業上の地位の構成比の推移



■正規職員・従業員 ■派遣・パート・アルバイト等 □役員・自営業 ■家族従業・内職 □その他

出典:国勢調査

5 教育・保育事業の利用状況

1 市内幼稚園児童数

市内幼稚園の在園児数は減少傾向にあり、特に令和4年度以降、大きく減少しています。

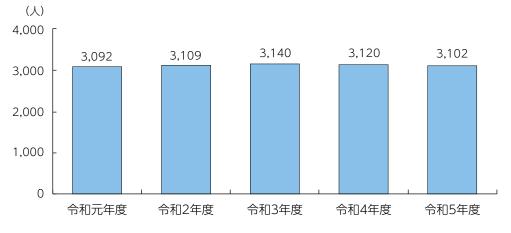
■市内幼稚園児童数の推移



② 市内保育園児童数

市内保育園の在園児数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少に転じています。

■市内保育園児童数の推移

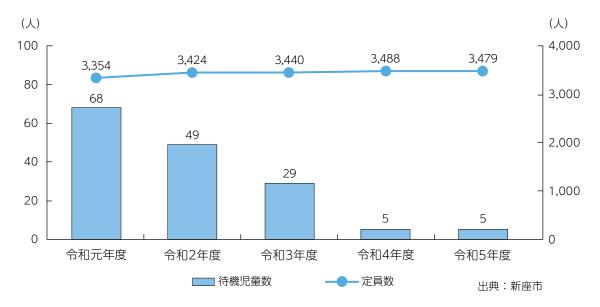




③ 待機児童数

待機児童数は、年々減少傾向にあります。

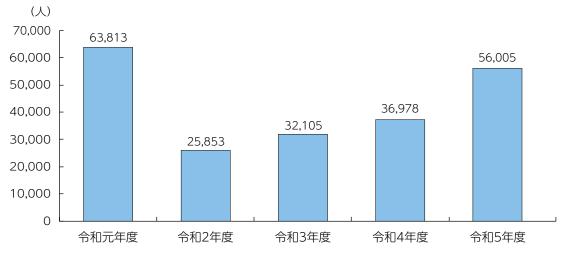
■待機児童数の推移



④ 地域子育で支援拠点(地域子育で支援センター)利用者数

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度に大きく減少しましたが、その後は徐々に増加しています。

■ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)利用者数(年間延べ)の推移



5 小学校児童数

小学校児童数は、近年減少傾向となっています。

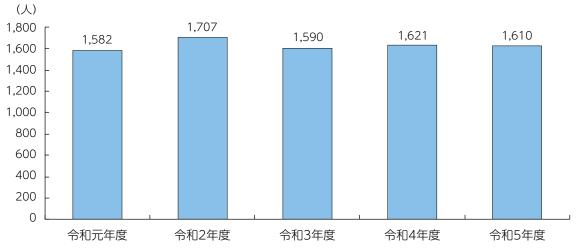
■小学校児童数の推移



⑥ 放課後児童保育室利用者数

放課後児童保育室利用者数は、令和3年度以降概ね横ばいで推移しています。

放課後児童保育室利用者数の推移

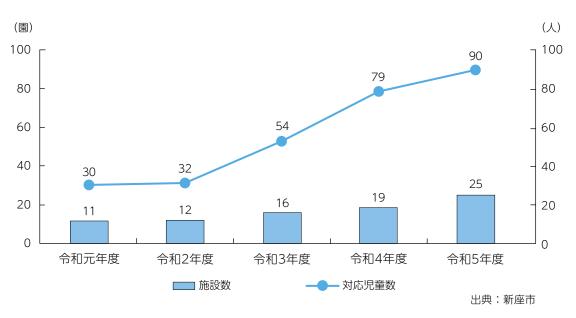




⑦ 保育士加配をしている施設と保育士を加配して対応した児童数

保育に当たって一定の配慮が必要なこどもに対し、保育士を加配して対応する保育施設は年々増加し、 対応児童数も増加しています。

■ 保育士加配をしている施設と保育士を加配して対応した児童数の推移

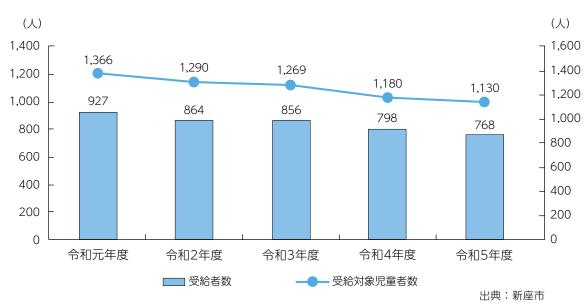


6 その他の事業の状況

① 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当とは、父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)に対して支給するものです。受給者数及び受給対象児童数は年々減少しています。

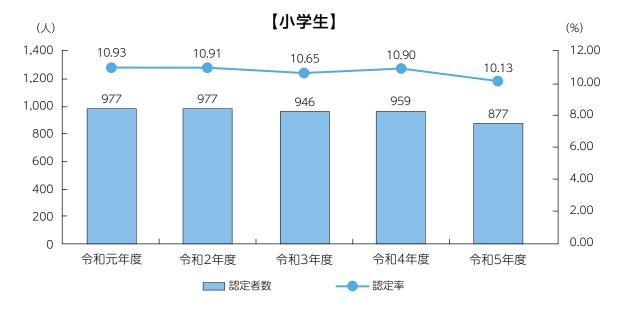
■児童扶養手当受給者数及び受給対象児童数の推移

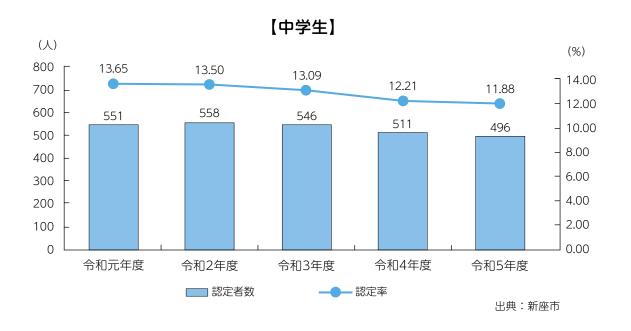


② 就学援助認定者数

就学援助制度とは、経済的理由により教育の機会が失われないように、学校でかかる経費(学用品、修学旅行費、林間学校費、学校給食費等)を援助する制度です。認定者数は小学生、中学生ともに減少傾向にあり、全児童生徒に対する割合(認定率)も低下傾向にあります。

就学援助認定者数の推移

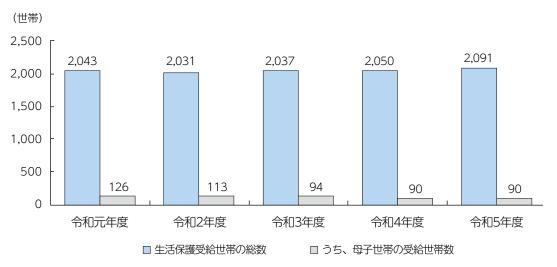


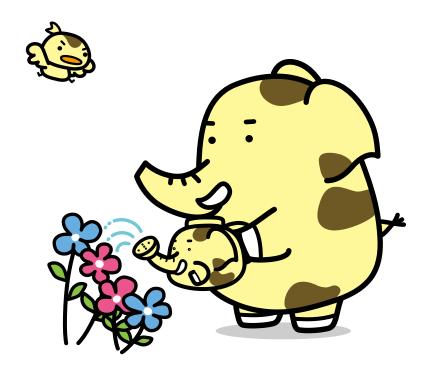


③ 生活保護受給世帯

生活保護受給世帯は増加傾向にありますが、そのうち母子世帯の受給世帯数は減少しています。

■生活保護受給世帯数の推移







アンケート調査の結果概要

本計画の策定にあたり、子育ての状況や支援ニーズを把握し、子育て支援施策及び教育・保育事業等の 量の見込みを検討するための参考とするため、就学前児童保護者及び小学生保護者を対象にアンケート 調査を実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

調査種別	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	就学前児童の保護者3,000名	小学生児童の保護者1,000名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	Webによる回答	Webによる回答
調査期間	令和6年2月13日~2月26日	令和6年2月13日~2月26日
配付数	3,000票	1,000票
回収数	1,910票	631票
無効票*	313票	70票
有 効 票	1,597票	561票
有効回収率	53.2%	56.1%

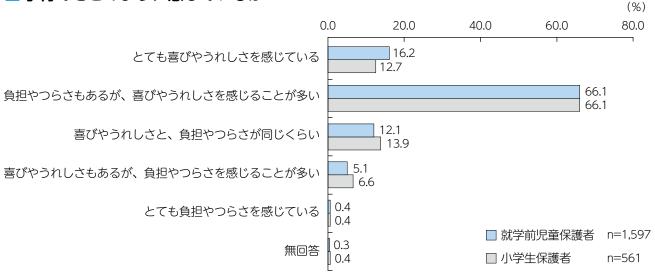
[※]無効票は、全問無回答または回答途中のものです。

① 子育ての負担感、孤立感

~1割弱の人が子育てに負担やつらさを多く感じている~

子育てをどのように感じているかについて、「負担やつらさもあるが、喜びやうれしさを感じることが 多い」が6割半ばで最も高くなっています。「喜びやうれしさもあるが、負担や辛さを感じることが多い」と 「とても負担やつらさを感じている」を合わせると、1割弱の人が負担やつらさを多く感じていると回答し ています。

■子育てをどのように感じているか

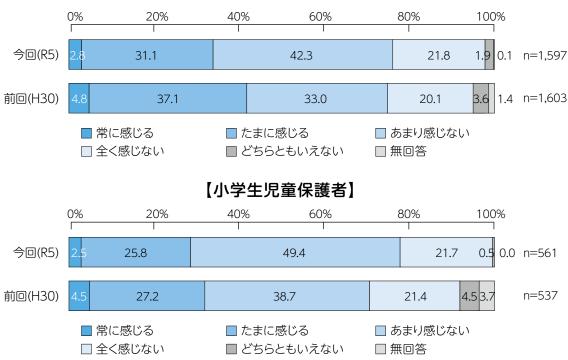


~約3割の人が子育てで孤立感を感じている~

日頃の子育てで孤立感を感じるかどうかについて、「常に感じる」と「たまに感じる」を合わせると約3 割となっています。前回調査と比べると『感じる』人の割合が減少しています。

■日頃の子育てで孤立感を感じるか

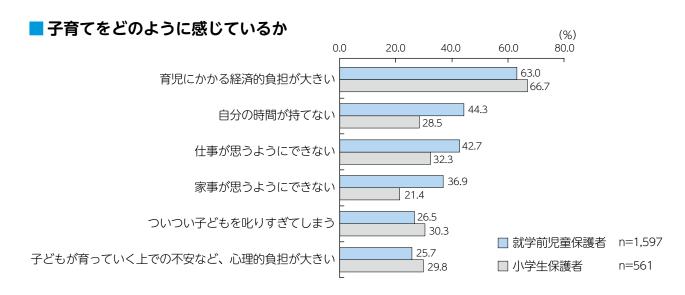




② 子育てに関する負担や悩み

~経済的負担のほか、仕事と子育て、家事等のバランスに負担や悩みを持っている~

子育てにおける負担や悩みについて、「育児にかかる経済的負担が大きい」「自分の時間が持てない」 「仕事が思うようにできない | 等の割合が高くなっています。



~負担感や孤立感が大きい人は、育児への不安や孤立、理解・協力のなさに悩んでいる~

子育ての負担やつらさが大きい人や孤立感を感じている人では、そうでない人に比べて「こどもが自分のいうことを聞かない」「こどもが育っていく上での不安など、心理的な負担が大きい」「子育て仲間がいない」「ついついこどもを叱りすぎてしまう」「配偶者や家族の協力がない」等の割合が高くなっています。

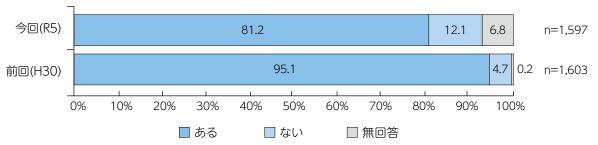
③ 子育でに関する相談・情報

~1割超の保護者が子育てする上での身近な相談先が「ない」と回答~

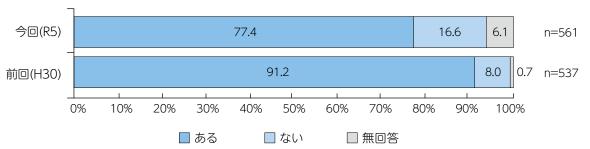
子育てする上での身近な相談先の有無について、就学前児童保護者の1割強、小学生保護者の1割半ばの 人が「ない」と回答しています。子育てで孤立感を感じている人ほど「ない」の割合が高くなっています。

■身近な相談先の有無

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

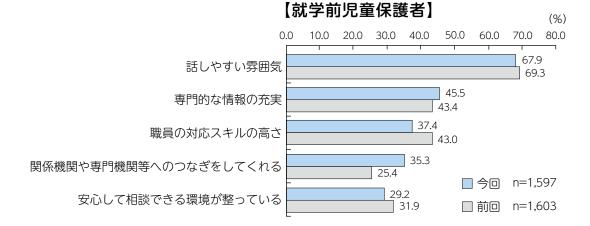


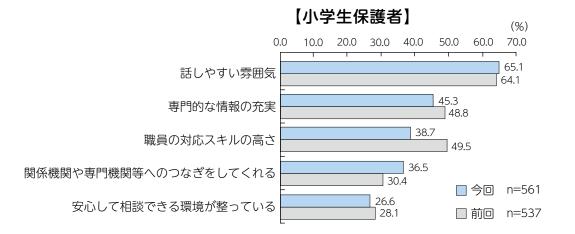
~相談で重視することは「話しやすい雰囲気」、情報入手先は「インターネット・SNS」~

子育てに関する相談で特に重視することは、「話しやすい雰囲気」「専門的な情報の充実」「職員の対応スキルの高さ」が上位にきています。前回調査の結果と比べると「関係機関や専門機関等へのつなぎをしてくれる」の割合が増加し、「職員の対応スキルの高さ」の割合が減少しています。

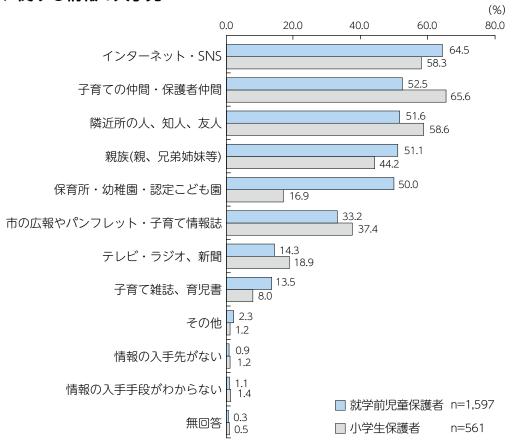
子育てに関する情報の入手先について、「インターネット·SNS」「子育ての仲間・保護者仲間」「隣近所の人、 知人、友人」の割合が高くなっています。

■子育てに関する相談で特に重視すること(上位5項目)





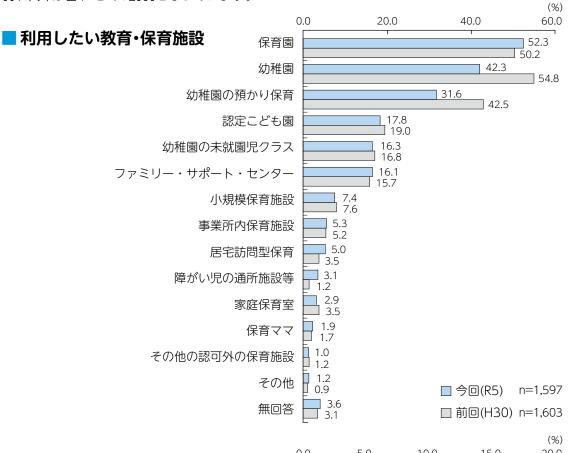
■子育てに関する情報の入手先



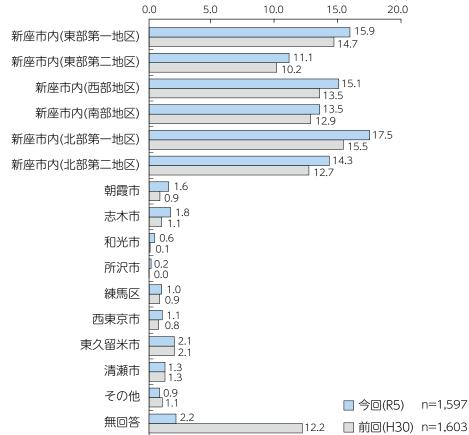
~ 「幼稚園」を利用したい人の割合が減少~

定期的に利用したい教育・保育事業は、「保育園」が5割強、「幼稚園」が4割強、「認定こども園」が2割弱(複数 回答)。前回調査と比べると「幼稚園」の割合が減少しています。利用したい場所は、市内各地区が1割から2割 弱、市外は合わせて1割弱となっています。

④ 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向



■利用したい場所



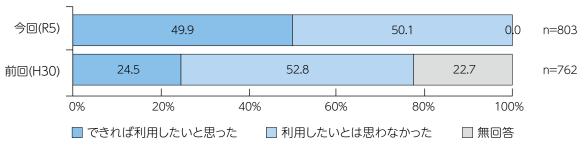
~「病児・病後児保育」は約5割、「一時預かり」は約6割の保護者が「利用したい」~

こどもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験がある人のうち、就学前児童保護者の 約5割、小学生保護者の約3割の人が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と 回答しています。

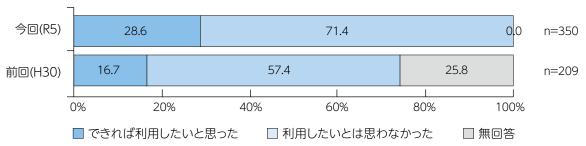
私用や親の通院、不定期の就労等の目的での一時預かり等の利用意向について、「利用したい」が約6割 で、前回と比べて増加しています。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

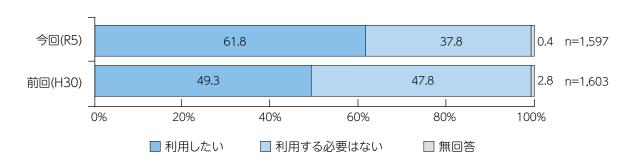
【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



■一時預かり等の利用意向【就学前児童保護者】





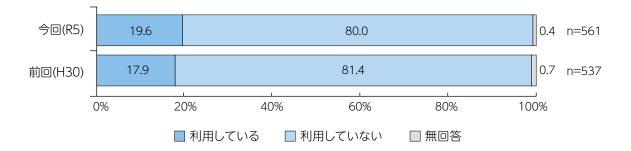
⑤ 放課後の居場所

~「放課後児童保育室」は2割弱、「ココフレンド」は2割半ばの人が利用している~

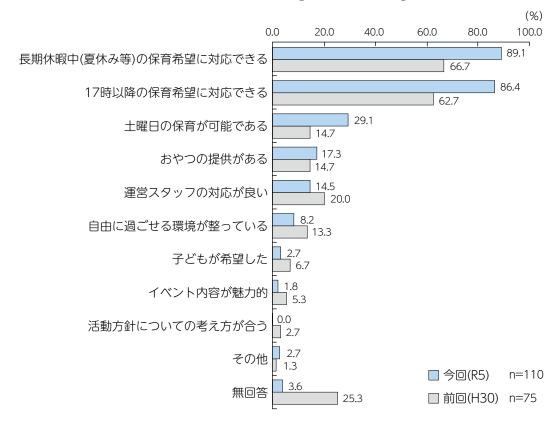
放課後児童保育室を利用している人は2割弱、ココフレンドを利用している人は2割半ば。どちらも利用していない人は5割半ばとなっています。

放課後児童保育室を選択した人の理由は、「長期休暇中に対応できる」「17時以降に対応できる」、ココフレンドを選択した人の理由は、「費用負担が軽い」「出欠の自由度が高い」の割合が高くなっています。

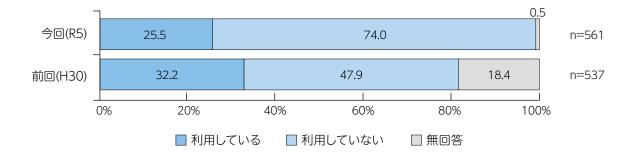
■ 放課後児童保育室の利用状況【小学生保護者】



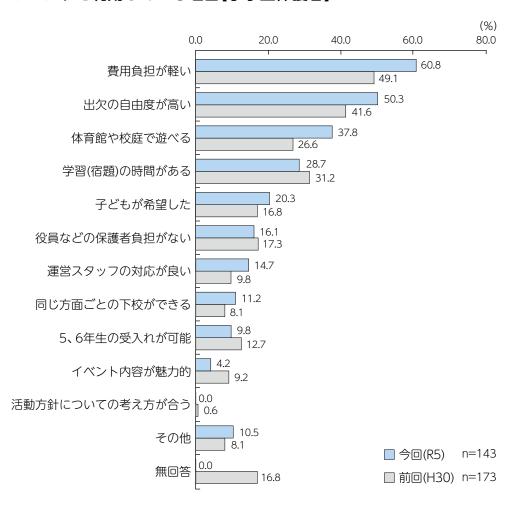
■ 放課後児童保育室を利用している理由【小学生保護者】



■ ココフレンドの利用状況【小学生保護者】



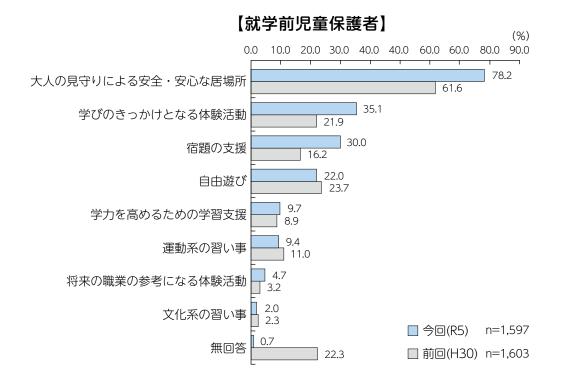
■ ココフレンドを利用している理由【小学生保護者】

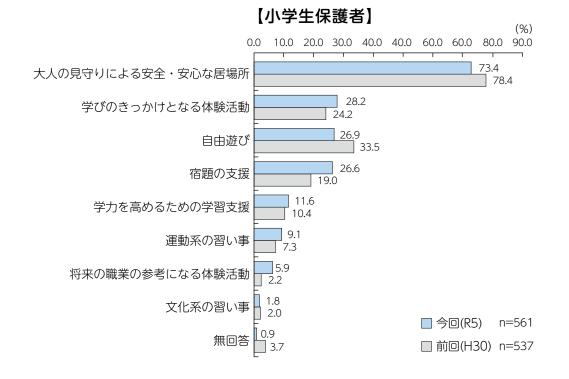


~放課後の居場所に必要なことは「安全・安心」「体験」「宿題支援」「自由遊び」~

こどもの放課後の居場所に必要と思うことについて、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が最も高く、「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」「自由遊び」も上位に来ています。

■ こどもの放課後の居場所に必要なこと







⑥ 子育て環境、子育て支援

~「子育で情報発信」「母子の健康環境」「保育園」「放課後児童保育室」等の満足度が高く、

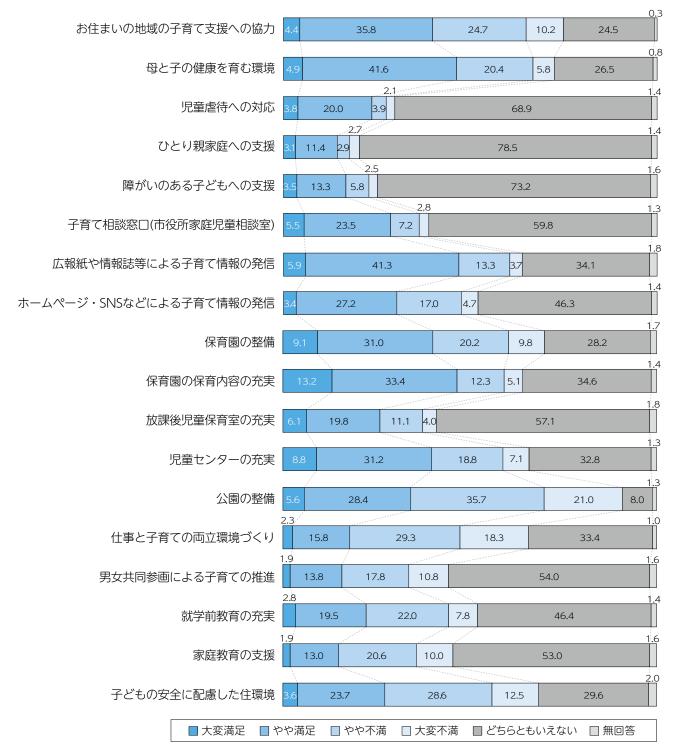
「公園整備」「仕事と子育ての両立環境」「安全な住環境」の満足度が低い~

子育て環境への満足度について、「広報紙や情報誌等による子育で情報の発信」や「母と子の健康を育む環境」「保育園の内容の充実」「放課後児童保育室」等の満足度が高く、「公園の整備」「仕事と子育ての両立環境づくり」「子どもの安全に配慮した住環境」等の満足度が低くなっています。

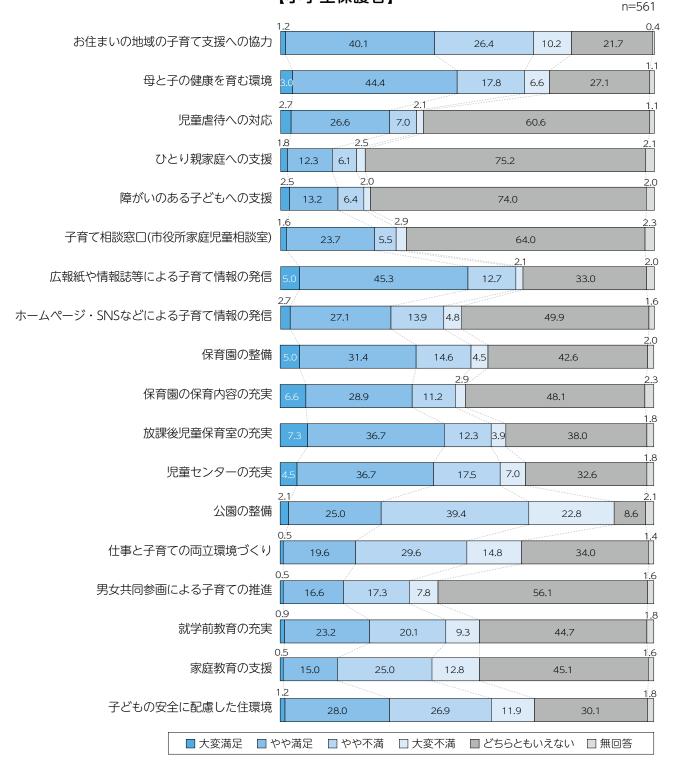
■子育て環境への満足度

【就学前児童保護者】

n=1,597



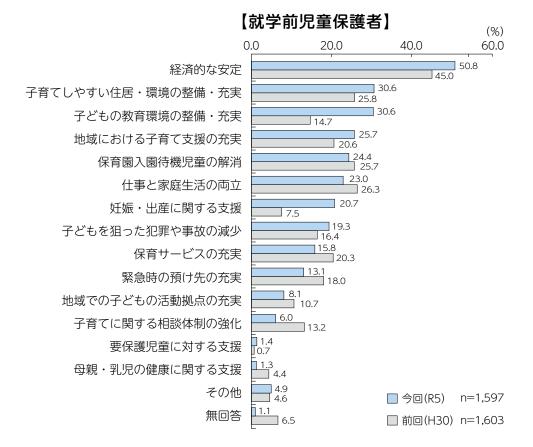
【小学生保護者】

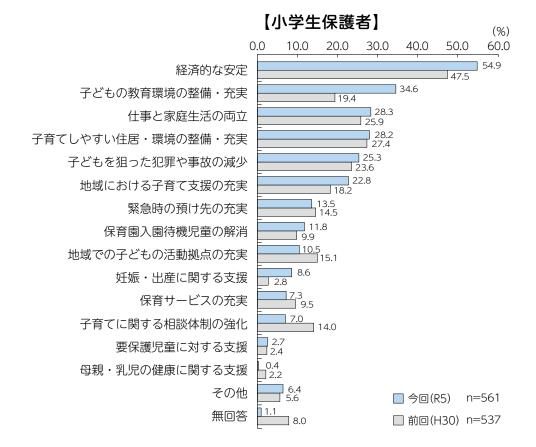


~力を入れるべき支援は「経済的安定」「教育環境」「住居・環境」~

力を入れていくべき子育て支援について、「経済的な安定」「こどもの教育環境の整備・充実」「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」等の割合が高くなっています。

■ 新座市において力を入れていくべき子育て支援





8

教育・保育提供区域ごとの特徴

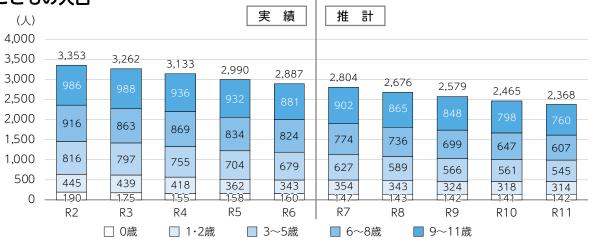
①東部第一地区(池田・道場・片山・野寺)

■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	31,946	100.0%	19.2%
0 ~14歳	3,891	12.2%	19.3%
15~64歳	19,401	60.7%	18.8%
65歳以上	8,654	27.1%	20.3%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典:R2~R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇 所 数
幼稚園	3か所
保育園	3か所

種別	箇 所 数
小規模保育施設	1か所
地域子育て支援センター	1か所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	43.0%	46.5%
保育園	49.7%	52.7%
認定こども園	5.1%	15.6%

利用したい場所	割合
地区内	77.0%
市内他地区	14.1%
市外	7.0%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ○母親の就労状況について、「フルタイム」で働いている人の割合が低い。
- ○情報の入手先として「子育ての仲間・保護者仲間」の割合が高い。
- ○子育てしやすい環境だと思う人の割合が6地区の中で最も低い。

【小学生保護者】

○母親の就労状況について、「パートタイム」で働いている人の割合が高い。

②東部第二地区(畑中・馬場・栄・新塚)



■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	16,682	100.0%	10.0%
0 ~14歳	2,235	13.4%	11.1%
15~64歳	10,153	60.9%	9.8%
65歳以上	4,294	25.7%	10.1%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)



268

R6

■ 3~5歳

出典:R2~R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

433

221

R8

215 108

R7

■ 6~8歳

■教育・保育施設等の設置状況

323

14.8

R2

500

0

種別	箇 所 数
幼稚園	0か所
保育園	5か所

322

1.3.6.

R3

□ 0歳

301

R4

■ 1・2歳

300

R5

種別	箇 所 数
小規模保育施設	4か所
地域子育て支援センター	1か所

395

228

103

R9

■ 9~11歳

347

223 1:0:0=

R10

※令和6年11月現在

352

216 96

R11

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	32.1%	45.7%
保育園	51.1%	52.3%
認定こども園	3.8%	18.6%

利用したい場所	割合
地区内	64.7%
市内他地区	20.2%
市外	12.8%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ○他の地区に比べて、地域子育て支援センターを利用している人の割合が低い。
- ○5・6年生の放課後の過ごし方として「習い事」の割合が最も高い。

【小学生保護者】

○力を入れるべき子育て支援として「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」の割合が他の地区と比べて高い。

③ 西部地区(新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1~4丁目)

■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	32,187	100.0%	19.4%
0 ~14歳	3,887	12.1%	19.3%
15~64歳	19,611	60.9%	19.0%
65歳以上	8,689	27.0%	20.4%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典:R2~R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇 所 数
幼稚園	2か所
保育園	9か所

種別	箇 所 数
小規模保育施設	2か所
地域子育て支援センター	4か所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	29.7%	37.8%
保育園	55.7%	56.1%
認定こども園	3.8%	16.5%

利用したい場所	割合
地区内	76.6%
市内他地区	7.6%
市外	14.4%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

○子育てする上で身近に相談先が「ある」と回答した人の割合が6地区の中で最も低い。

【小学生保護者】

- ○ココフレンドを利用している人の割合が6地区の中で最も高い。
- ○力を入れるべき子育て支援として「地域における子育て支援の充実」の割合が他の地区と比べて高い。

④ 南部地区(石神、栗原、堀ノ内)

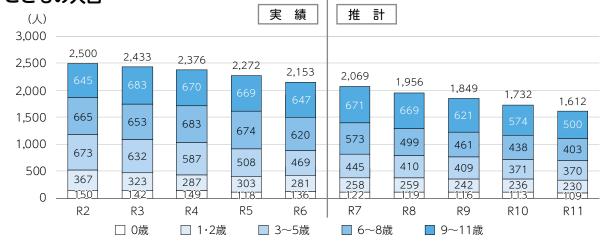


■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	24,566	100.0%	14.8%
0 ~14歳	2,835	11.5%	14.1%
15~64歳	15,081	61.4%	14.6%
65歳以上	6,650	27.1%	15.6%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典:R2~R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■ 教育・保育施設等の設置状況

種別	箇 所 数
幼稚園	0か所
保育園	9か所

種別	箇 所 数
小規模保育施設	7か所
地域子育て支援センター	1か所

※令和6年11月現在

■ 教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	32.4%	39.0%
保育園	51.4%	53.1%
認定こども園	6.4%	18.7%

利用したい場所	割合
地区内	75.5%
市内他地区	10.4%
市外	10.8%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

○情報の入手先として「隣近所の人、知人、友人」の割合が高い。

【小学生保護者】

○子育てする上で身近に相談先が「ある」と回答した人の割合が6地区の中で最も低い。

⑤ 北部第一地区(東北、東、野火止5~8丁目)



■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	36,298	100.0%	21.9%
0 ~14歳	4,593	12.7%	22.8%
15~64歳	23,815	65.6%	23.1%
65歳以上	7,890	21.7%	18.5%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典:R2~R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇 所 数
幼稚園	3か所
保育園	7か所

種別	箇 所 数
小規模保育施設	10か所
地域子育て支援センター	3か所

※令和6年11月現在

■ 教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	33.5%	44.7%
保育園	51.9%	50.4%
認定こども園	1.6%	17.7%

利用したい場所	割合
地区内	83.8%
市内他地区	7.5%
市外	6.0%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ○母親が「現在、働いていない」人の割合が6地区の中で最も高い。
- ○力を入れるべき子育て支援として「子どもを狙った犯罪や事故の減少」の割合が6地区の中で最も高い。

【小学生保護者】

○子育てしやすい環境だと思う人の割合が6地区の中で最も高い。

⑥ 北部第二地区区(中野、大和田、新座、北野)

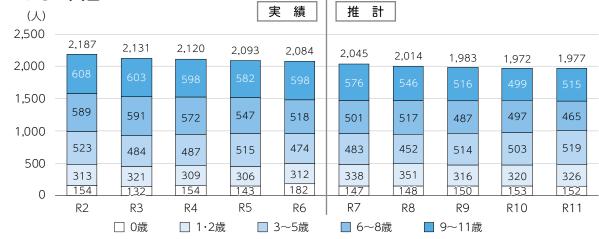


■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	24,359	100.0%	14.7%
0 ~14歳	2,673	11.0%	13.3%
15~64歳	15,207	62.4%	14.7%
65歳以上	6,479	26.6%	15.2%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典:R2~R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■ 教育・保育施設等の設置状況

種別	箇 所 数
幼稚園	2か所
認定こども園	1か所
保育園	4か所

種別	箇 所 数
小規模保育施設	0か所
地域子育て支援センター	1か所

※令和6年11月現在

■ 教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	31.0%	40.7%
保育園	51.0%	49.8%
認定こども園	12.4%	19.5%

利用したい場所	割合
地区内	68.7%
市内他地区	18.9%
市外	10.8%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

○子育てしやすい環境だと思う人の割合が6地区の中で最も高い。

【小学生保護者】

○力を入れるべき子育て支援として「地域での子どもの活動拠点の充実」の割合が6地区の中で最も高い。

第4章 ▶ 第2次計画の評価

1 教育・保育事業

第2次計画における教育・保育事業の計画値及び実績は、以下のとおりです。

① 1号認定(3~5歳)

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,842	1,712	1,592	1,520	1,480
提供体制②	3,270	3,270	3,270	3,270	3,270
過不足②-①	1,428	1,558	1,678	1,750	1,790

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園者数①	2,096	2,092	1,913	1,768	1,645
提供体制②	3,277	3,095	2,965	2,840	2,710
過不足②-①	1,181	1,003	1,052	1,072	1,065

※各年5月1日時点 ※2号認定(幼稚園希望)を含む

② 2号認定(3~5歳)

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,725	1,720	1,717	1,760	1,840
提供体制②	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
過不足②-①	160	165	168	125	45

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数①	1,749	1,773	1,780	1,779	1,789
提供体制②	1,801	1,866	1,888	1,924	1,920
過不足②-①	52	93	108	145	131

※各年4月1日時点



③3号認定(0歳)

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	267	264	261	258	256
提供体制②	315	315	318	321	324
過不足②-①	48	51	57	63	68

【実 績】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園者数①	197	196	194	166	211
提供体制②	304	300	302	301	290
過不足②-①	107	104	108	135	79

※各年4月1日時点

④3号認定(1・2歳)

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,284	1,314	1,329	1,317	1,303
提供体制②	1,256	1,256	1,272	1,288	1,304
過不足②-①	▲28	▲ 58	▲ 57	▲29	1

【実績】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数①	1,212	1,200	1,151	1,162	1,225
提供体制②	1,249	1,258	1,250	1,263	1,269
過不足②-①	37	58	99	101	44

※各年4月1日時点



2

地域子ども・子育て支援事業

第2次計画における地域子ども・子育て支援事業の計画値及び実績は、以下のとおりです。

1 利用者支援事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

■基本型・特定型

単位:か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	4	4	4	4
提 供 体 制	3	4	4	4	4

■母子保健型

単位:か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	2
提供体制	1	1	1	1	2

【実績】

■基本型・特定型

単位:か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 施 数	3	3	3	4	4
提供体制	3	3	3	4	4

■母子保健型

単位:か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 施 数	1	1	1	1	1
提供体制	1	1	1	1	1

② 時間外保育事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
提供体制②	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位:人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	1,451	1,480	1,618	1,852	
提供体制②	3,327	3,405	3,418	3,466	
過不足②-①	1,876	1,925	1,800	1,614	

③ 放課後児童健全育成事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,582	1,601	1,630	1,660	1,643
1 年 生	474	463	481	475	457
2 年 生	428	472	462	480	473
3 年 生	388	366	403	394	409
4 年 生	272	280	264	291	284
5 年 生	10	10	10	10	10
6 年 生	10	10	10	10	10
提供体制②	1,384	1,528	1,558	1,598	1,645
過不足②-①	△ 198	^ 73	▲ 72	▲ 62	2

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数①	1,707	1,590	1,621	1,610	1,644
1 年 生	540	459	500	495	461
2 年 生	450	503	438	453	493
3 年 生	418	364	426	368	403
4 年 生	296	262	253	289	280
5 年 生	2	2	3	2	5
6 年 生	1	0	1	3	2
提供体制②	1,349	1,498	1,579	1,638	1,638
過不足②-①	▲358	▲92	4 2	28	^ 6



④ 子育で短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

■ショートステイ

単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	27	27	27	27	27
提供体制②	27	27	27	27	27
過不足②-①	0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	300	300	300	300	300
提供体制②	300	300	300	300	300
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

■ショートステイ

単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	21	23	26	5	
提供体制②	21	23	26	5	
過不足②-①	0	0	0	0	

■トワイライトステイ

単位:人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	267	325	502	640	
提供体制②	267	325	502	640	
過不足②-①	0	0	0	0	

5 乳児家庭全戸訪問事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
提供体制②	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位:人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	1,059	1,073	919	1,024	
提供体制②	1,059	1,073	919	1,024	
過不足②-①	0	0	0	0	

6 養育支援訪問事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
提供体制②	3	3	3	3	3
過不足②-①	0	0	0	0	0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	0	0	0	0	
提供体制②	0	0	0	0	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑦ 地域子育で支援拠点事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人回、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
提供体制②	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
過不足②-①	0	0	0	0	0
施設数	10	11	13	15	17

【実績】 単位:人回、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	25,853	32,105	36,978	56,005	
提供体制②	25,853	32,105	36,978	56,005	
過不足②-①	0	0	0	0	
施設数	9	9	11	11	

⑧ 一時預かり事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

■幼稚園型 単位:人日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3,347	3,636	4,029	4,389	4,730
提供体制②	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350
過不足②-①	4,003	3,714	3,321	2,961	2,620

■一般型 単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	12,113	11,610	11,268	11,427	10,793
提供体制②	35,405	35,322	35,405	35,540	35,540
過不足②-①	23,292	23,712	24,137	24,113	24,747

【実績】

■幼稚園型 単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	12,153	12,220	11,096	19,491	
提供体制②	24,080	23,010	23,180	38,010	
過不足②-①	11,927	10,790	12,084	18,519	

■一般型 単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	6,226	5,883	4,942	5,156	
提供体制②	38,380	31,569	33,236	35,959	
過不足②-①	32,154	25,686	28,294	30,803	

⑨ 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	73	73	73	73	73
提供体制②	492	492	492	492	492
過不足②-①	419	419	419	419	419

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	15	31	39	53	
提供体制②	850	968	972	972	
過不足②-①	835	937	933	919	



10 ファミリー・サポート・センター事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
就学前児童	3,308	3,241	3,238	3,274	3,338
小 学 生	4,083	4,515	5,055	5,294	5,703
提供体制②	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】 単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数①	3,081	3,666	4,747	4,392	
就学前児童	1,561	2,080	2,671	1,984	
小 学 生	1,520	1,586	2,076	2,408	
提供体制②	3,081	3,666	4,747	4,392	
過不足②-①	0	0	0	0	

① 妊婦健康診査事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位:人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
提供体制②	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
過不足②-①	0	0	0	0	0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数①	920	943	835	981	
提供体制②	920	943	835	981	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 者 数	未実施	1,710	1,504	1,276	

③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 者 数	未実施	45	24	19	

第5章 第3次計画に向けた考え方

計画策定の背景や本市のこども・子育て環境の変化、アンケート調査からみる子育て家庭のニーズ、第2次計画の評価等を踏まえ、本計画に向けた考え方を以下のとおり整理しました。

1 子育てにかかる負担感や不安の軽減

【現状·背景】

- ○子育てに負担やつらさを感じている人は1割弱、孤立感を感じている人は約3割となっています。
- ○負担が大きい人、孤立感を感じている人は、周囲の理解・協力が得られないことや育児への不安などが 大きくなっています。

【第3次計画の方向性】

- ▶ 「こども家庭センター」の設置など、育児に対する悩みや不安の早期把握ときめ細かな支援体制を 強化します。
- ▶ 子育ての孤立防止に向けた取組を推進します。

2 すべてのこどもの健やかな育ちを支える体制の強化

【現状·背景】

- ○「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」「妊婦等包括相談支援事業」が創設され、「産後ケア事業」 と合わせて地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。また、医療的ケア児支援法が成立しました。
- ○本市の子育て環境への評価が低い人では、「母と子の健康を育む環境 | への満足度が低くなっています。

【第3次計画の方向性】

- ▶「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を実施し、すべてのこどもの育ちを応援します。
- ▶ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実を図ります。
- ▶ 障がい児・医療的ケア児への支援の充実を図ります。





【現状·背景】

- ○働き方の多様化や外国にルーツを持つこども、医療的ケア児への対応など、きめ細かな保育ニーズが 求められています。
- ○保育士不足を理由とする受入制限等により待機児童が発生しています。

【第3次計画の方向性】

- ♪ 多様なニーズに対応した教育・保育を推進します。
- ▶ 保育士の確保に向けた取組を推進するとともに、働きやすい環境の整備を促進します。

4 地域ぐるみによる子育て支援の推進

【現状·背景】

- ○子育て家庭の核家族化、近隣関係の希薄化に加え、コロナ禍における地域活動の停滞等を背景に、地域 の絆やつながりの再構築が求められています。
- ○本市の子育て環境への評価が低い人では、「居住地域の子育て支援への協力」への満足度が低くなっています。
- ○放課後の居場所に必要なこととして「大人の見守りによる安全・安心な居場所」「学びのきっかけとなる 体験活動」「宿題の支援」の割合が高くなっています。

【第3次計画の方向性】

- ♪ 地域ぐるみでこどもを育む意識を醸成します。
- ▶ ファミリー・サポート・センターの協力会員の確保に努めつつ、利用促進を図ります。
- ▶ 地域による居場所づくりや多様な体験・交流活動の活性化を支援します。

5 こどもの権利擁護と意見の尊重

【現状·背景】

- ○こども基本法が制定され、「こどもまんなか社会 | の実現に向けた取組が推進されています。
- ○子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業など、児童虐待防止に 向けた事業が創設されました。

【第3次計画の方向性】

- ♪ こどもの人権の尊重とこども政策におけるこどもの意見の反映の仕組みづくりを進めます。
- ▶ 児童虐待防止対策のさらなる強化を図ります。



6 子育てしやすい環境の整備

【現状·背景】

- ○「公園の整備」「仕事と子育ての両立環境づくり」「こどもの安全に配慮した住環境」で満足度が低く なっています。
- ○地域活動の担い手が高齢化してきています。

【第3次計画の方向性】

- ▶公園の整備を推進します。
- ▶ 職域に対する多様な働き方ができる環境整備促進に向けたアプローチを推進します。
- ▶ 地域における防犯活動の活性化を支援します。

